

書 名：2022 年版建築基準法令集

発 行：2021 年 11 月 30 日 第 1 版第 1 刷発行

ISBN：978-4-274-22783-7

「建築基準法施行令」の法改正内容の一部に未反映箇所がありました。謹んでお詫び申し上げます。

頁数 位置	正誤内容	
	誤	正
P.177 上から 2 行目	第 3 節の 5 建築監視員 [建築監視員の資格]	第 3 節の 5 建築監視員 (条文名 削除)
同 上から 7 行目	第 14 条 三 建築の実務に関し技術上の責任のある地位にあつた建築士で国土交通大臣が前各号の（以下略）	第 14 条 三 建築の実務に関し技術上の責任のある地位にあつた建築士で国土交通大臣が前 2 号の（以下略）
P.183 上から 21 行目	第 20 条の 3 2 ……火を使用する設備又は器具を設けたもの（前項に規定するものを除く。第一号イ及び第 129 条の 2 の 5 第 2 項において（以下略）	第 20 条の 3 2 ……火を使用する設備又は器具を設けたもの（前項に規定するものを除く。第一号イ及び第 129 条の 2 の 5 第 1 項において（以下略）
P.242 上から 15 行目	第 112 条 19 二 第 1 項第二号，第 10 項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備，第 9 項，第 11 項（以下略）	第 112 条 19 （略） 二 第 1 項第二号，第 10 項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備，第 10 項，第 11 項（以下略）
P.243 下から 22 行目より	[木造等の建築物の防火壁] 第 113 条 防火壁は，次に定める構造としなければならない。 一 耐火構造とし，かつ，自立する構造とすること。 二 木造の建築物においては，無筋コンクリート造又は組積造としないこと。 三 防火壁の両端及び上端は，建築物の外壁面及び屋根面から 50cm（防火壁の中心線からの距離が 1.8m 以内において，外壁が防火構造であり，かつ，屋根の構造が，屋根の屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に，加熱開始後 20 分間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして，国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合において，これらの部分に開口部がないときにあっては，10cm）以上突出させること。 ただし，防火壁を設けた部分の外壁又は屋根が防火壁を含み桁方向に幅 3.6m 以上にわたって耐火構造であり，かつ，これらの部分に開口部がない場合又は開口部があつて，これに法第 2 条第九号の二に規定する防火設備が設けら	[木造等の建築物の防火壁及び防火床] 第 113 条 防火壁及び防火床は，次に定める構造としなければならない。 一 耐火構造とすること。 二 通常の火災による当該防火壁又は防火床以外の建築物の部分の倒壊によって生ずる応力が伝えられた場合に倒壊しないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。 三 通常の火災時において，当該防火壁又は防火床で区画された部分（当該防火壁又は防火床の部分を除く。）から屋外に出た火炎による当該防火壁又は防火床で区画された他の部分（当該防火壁又は防火床の部分を除く。）への延焼を有効に防止できるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。（以下略）

	れている場合においては、その部分については、この限りではない。（以下略）	
P.264 上から 2 行目	第 128 条の 5 4 ……主要構造部を防火構造とした（以下略）	第 128 条の 5 4 ……主要構造部を耐火構造とした（以下略）
P.268 下から 5 行目	第 129 条の 2 ……第 112 条第 6 項、第 10 項から第 12 項まで及び第 17 項、第 119 条、第 120 条、（以下略）	第 129 条の 2 …… 第 112 条第 7 項、第 11 項から第 13 項まで及び第 18 項、第 119 条、第 120 条、（以下略）
P.269 上から 6 行目	3 ……当該建築物に存する者（以下この条において「在館者」という。）（以下略）	3 ……当該建築物に存する者（ 次項第一号ロにおいて「在館者」という。）（以下略）
P.269 上から 10 行目より	4 第 1 項の「全館避難安全検証法」とは、次に定めるところにより、火災時において当該建築物からの避難が安全に行われることを検証する方法をいう。 一 各階が、前条第 2 項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第 1 項の階避難安全検証法により確かめること。 二 当該建築物の各階における各火災室ごとに、在館者の全てが、当該火災室で火災が発生してから当該建築物からの避難を終了するまでに要する時間を、次に掲げる時間を合計して計算すること。 イ 当該建築物の各室の用途及び床面積の合計に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した火災が発生してから在館者が避難を開始するまでに要する時間（単位 min） ロ 当該建築物の各室の用途及び当該建築物の各室の各部分から地上への出口の 1 に至る歩行距離に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した在館者が当該建築物の各室の各部分から地上に至るまでに要する歩行時間（単位 min） ハ 当該建築物の各室の用途及び床面積並びに当該建築物の各室の出口（地上に通ずる出口及びこれに通ずるものに限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した在館者が当該建築物から地上に通ずる出口を通過するために要する時間（単位 min） 三 当該建築物の各階における各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、階段の部分又は当該階の直上階以上の階の 1 に流入するために要する時間を、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上に用いる材料の種類並びに当該階の階段の部	4 第 1 項の「全館避難安全検証法」とは、次の各号のいずれかに掲げる方法をいう。 一 次に定めるところにより、火災発生時において当該建築物からの避難が安全に行われることを当該建築物からの避難に要する時間に基づき検証する方法 イ 各階が、前条第 2 項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第 3 項第一号に定めるところにより確かめること。 ロ 当該建築物の各階における各火災室ごとに、在館者の全てが、当該火災室で火災が発生してから当該建築物からの避難を終了するまでに要する時間を、当該建築物の各室の用途及び床面積、当該建築物の各室の各部分から地上への出口の 1 に至る歩行距離並びに当該建築物の各室の出口（地上に通ずる出口及びこれに通ずるものに限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。 ハ 当該建築物の各階における各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、階段の部分又は当該階の直上階以上の階の 1 に流入するために要する時間を、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上に用いる材料の種類並びに当該階の階段の部分 ニ 当該建築物の各階における各火災室についてロの規定によって計算した時間が、ハの規定によって計算した時間を超えないことを確かめること。 二 次に定めるところにより、火災発生時において当該建築物からの避難が安全に行われることを火災により生じた煙又はガスの高さに基づき検証する方法

	分を区画する壁及びこれに設ける開口部の構造に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。 四 当該建築物の各階における各火災室について、第二号の規定によって計算した時間が、前号の規定によって計算した時間を超えないことを確かめること。	イ 各階が、前条第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項第二号に定めるところにより確かめること。 ロ 当該建築物の各階における各火災室ごとに、前号ロの規定によって計算した時間が経過した時における当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスの階段の部分及び当該階の直上階以上の各階における高さを、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける消火設備及び排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上に用いる材料の種類並びに当該階の階段の部分と区画する壁及びこれに設ける開口部の構造に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。 ハ 当該建築物の各階における各火災室についてロの規定によって計算した高さが、避難上支障のある高さとして国土交通大臣が定める高さを下回らないことを確かめること。 (三 削除) (四 削除)
--	---	--